事例No.	2895
公表年度	R5
団体の属性	都道府県
団体名	三重県

事例区分	行政改革

タグ	・消防・防災 ・組織改革

事例種類	消防・防災

事例内容・タイトル

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

出典

今後発生が想定される南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのワーキンググループ（第2回）

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	三重県

1. 庁内全体の受援調整

（単位：市町村数）

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織（担当者）		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織（担当者）の役割	
定めている	25	86.2%	16	55.2%	18	62.1%
定めていない	4	13.8%	13	44.8%	11	37.9%

※各項目は、内閣府（防災）が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月）」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである（以下同じ）。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	12	41.4%	12	41.4%	11	37.9%	9	31.0%
定めていない	17	58.6%	17	58.6%	18	62.1%	20	69.0%

②避難所運営

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	15	51.7%	15	51.7%	11	37.9%	11	37.9%
定めていない	14	48.3%	14	48.3%	18	62.1%	18	62.1%

③支援物資

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	17	58.6%	18	62.1%	11	37.9%	12	41.4%
定めていない	12	41.4%	11	37.9%	18	62.1%	17	58.6%

④災害廃棄物の処理

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	13	44.8%	14	48.3%	10	34.5%	10	34.5%
定めていない	16	55.2%	15	51.7%	19	65.5%	19	65.5%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	14	48.3%	15	51.7%	12	41.4%	14	48.3%
定めていない	15	51.7%	14	48.3%	17	58.6%	15	51.7%

⑥被災者支援・相談

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	12	41.4%	13	44.8%	10	34.5%	10	34.5%
定めていない	17	58.6%	16	55.2%	19	65.5%	19	65.5%

３．緊急派遣チームの概要、役割について

【役割】
**　県内において大規模地震や大雨等による災害が発生した場合(そのおそれがある場合)、被害情報の収集及び市町のニーズの把握を行うことで、県災対本部との総合調整を行うとともに、県と市町が緊密に連携し、市町災対本部の支援と県災対本部活動の的確な展開を図る。**

新たに設置

総括支援員

【編制】課長級以上の職員５８名
（29市町×2名）
【役割】被災市町における
最新の災害対応状況やニーズの把握
市町ニーズに基づく県災対本部との協議
市町災対本部活動の支援

支援員

【編制】課長補佐級以下の職員５８名
（29市町×2名）
【役割】総括支援員の補佐

情報連絡員

【編制】課長補佐級以下の職員８７名
（29市町×3名）
【役割】被災市町の被害情報を収集し、
県災対本部へ報告

派遣の考え方

【大規模地震時】
震度５強以上の地震が発生した県内市町に速やかに派遣

【風水害時】
大雨等による被害が発生した市町、または被害が見込まれる市町に派遣

県緊急派遣チームの派遣イメージ

市町への派遣イメージ

大規模地震時

地震発生 → **震度５強以上**が発生した市町へ速やかに派遣 → 登録された職員は担当地方部に**直接参集** → **市役所・町役場へ**

県災害対策本部

自宅等

【派遣の考え方】
震度５強以上の地震が発生した県内市町に速やかに派遣する。

※自家用車等を使用

各地方部

【県地方部】
○把握している被害情報等の提供
○携行品の受け渡し

自動的に県内29市町へ
“総括支援員”を派遣
課長級以上の職員１名

自動的に県内29市町へ
“支援員”を派遣
課長補佐級以下の職員１名

自動的に県内29市町へ
“情報連絡員”を派遣
課長補佐級以下の職員１名
（＋特に警戒を要する場合は増員）

市役所・町役場

１市町１チーム想定
（基本３人１組）

資料2－2（三重県）

県緊急派遣チームの派遣イメージ

風水害時

市町への派遣イメージ

台風接近 → 被害発生

派遣の可能性を県災害対策本部から事前連絡

派遣が決定したら、参集場所を連絡

市町に移動

県災害対策本部

派遣フェーズⅠ

【派遣判断基準】
台風の進路予想や気象台からの情報を基に防災対策部が派遣市町を選定

被害が発生した市町又は被害が見込まれる市町に
“情報連絡員”を派遣

情報連絡員　２名

＋派遣フェーズⅡ

【派遣判断基準】
「市町から派遣要請がある場合」、「派遣の必要があると県が判断した場合」

“総括支援員”　“支援員”を追加派遣

（総括支援員）　課長級以上の職員１名
（支援員）　課長補佐級以下の職員１名

県緊急派遣チームの役割イメージ

資料2－2（三重県）

市町災害対策本部

県緊急派遣チーム（県との窓口）

- 市町の体制の確認
- 被害状況の収集
- 他機関の情報連絡員と情報交換
- 物的・人的支援要望の聴取
- 市町災害対策本部会議への出席

相互連携

・ＧＡＤＭ　※1
（災害対応についてのアドバイス、マネジメント支援）

・他の自治体や関係機関

報告・情報共有・調整

※1　災害マネジメント総括支援員を含む総括支援チーム（総務省）

総合調整

県災害対策本部
　総括部隊（情報班）
　総括部隊（派遣班・応援受援班）

県地方対策部

～情報伝達手段～
・防災情報システム
・電話，ＦＡＸ，メール，防災行政無線　など

国や関係機関との調整

県組織内の調整

緊急派遣チームの後方支援